

稲沢市成年後見センター

成年後見センターは、高齢のかたや障がいのあるかたで、判断能力が低下しているかたの権利を守るために、次のような業務を行っています。

相談窓口

成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する相談を受付けます。申込(申立)に必要な書類の作成をお手伝いします。

広報・啓発

権利擁護に関する制度について、出前講座や研修会などを行います。

定例会

2か月に1回、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士のかたと相談窓口で受けた内容について検討します。

法人後見

家庭裁判所の審判に基づいて、社会福祉協議会が法人として成年後見人等を担います。



公共料金の支払いを忘れてしまう

財産管理の不安

生活での困りごとや不安がある

自分ひとりでの判断が難しい

判断能力が十分な間に将来に備えておきたい

本人に契約を結ぶ判断能力がある場合

判断能力が不十分である場合

判断能力が不十分となった後にしてもらいたいことを決めておく

日常生活自立支援事業

成年後見制度

任意後見制度

お気軽にご相談ください。

市役所東庁舎 1階 社会福祉協議会内 ☎0587-22-5565

(成年後見センターは、稲沢市からの委託により、稲沢市社会福祉協議会が運営しています。)